

## 駐在所家族報償費支給要綱の制定について（例規通達）

このたび、別添のとおり、「駐在所家族報償費支給要綱」を制定し、平成 19 年 2 月 14 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「駐在所家族報償費等支給要綱の制定について」（平成 16 年 6 月 15 日付け富地第 1454 号）は、廃止する。

### 別添

#### 駐在所家族報償費支給要綱

##### 第 1 目的

この要綱は、駐在所家族報償費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### 第 2 駐在所家族報償費の趣旨

駐在所及び住居施設が併設された交番（以下「駐在所等」という。）は、勤務場所と住居施設が一体となっているため、そこに居住して勤務する警察官（以下「駐在所員等」という。）と同居しながら駐在所員等を助け、あるいはその留守を守って警察業務の支援を行う家族は、昼夜を問わず駐在所等に訪れる地域住民等に対する接遇を始め、地理教示、用件の取次ぎその他駐在所等の業務に多大の支援を行っている。

駐在所家族報償費は、このような駐在所員等の家族による日ごろの有形、無形の警察業務への支援に対する労苦に報いるとともに、訪問者の接遇等必要な費用を支弁するため、支給するものである。

##### 第 3 駐在所家族報償費

###### 1 支給額

駐在所家族報償費は、月額 79,000 円とする。

###### 2 支給対象者

駐在所家族報償費は、次に掲げる者に支給する（警察職員は除く。）。ただし、(1) 又は(2)に掲げる者で職を有するものについては、別表に掲げる対象者の区分に応じ、雇用形態、就業時間数等を勘案して駐在所家族報償費を減額して支給する。

(1) 駐在所員等の同居の配偶者

(2) 駐在所員等（同居の配偶者のない者に限る。）の成人の同居者（これに該当する者が複数あるときは、そのうちの 1 名に限る。）

###### 3 支給の申請等

(1) 駐在所家族報償費の支給に係る申請は、駐在所家族報償費受給認定（変更認定）申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により行うものとし、駐在所員等が申請者となり、所属する警察署の長（以下「署長」という。）に対し、受給対象者に係る駐在所家族報償費の受給認定の申請を行うものとする。

(2) 署長は、前記(1)の申請があったときは、その申請に係る事実を住民票を求めるなどの方法により確認し、受給対象者が第 3 の 2 に掲げる支給対象者たる要件を具備するときは、その者を受給者として認定するものとする。ただし、受給者としての認定に疑義が生じた場合は、地域部地域企画課長と協議するものとする。

(3) 前記(1)の申請者は、受給認定を受けた駐在所家族報償費の申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、申請書により、署長に変更認定の申請を行うものとする。

#### 4 支給要件

駐在所家族報償費は、支給対象者が駐在所等で月 16 日以上居住し、かつ、警察業務に協力した場合に支給する。

#### 第4 支給手続

- 1 駐在所家族報償費の支給手続は、富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 4 章に定めるところにより行うものとする。
- 2 駐在所員等は、第 3 の 3（2）で認定された受給者について、駐在所等に居住した日を月ごとに居住状況報告書（様式第 2 号）に記録し、翌月 6 日までに地域課長又は地域交通課長（以下「地域課長等」という。）を經由して署長に提出するものとする。
- 3 地域課長等は、居住状況報告書の内容を確認し、駐在所家族報償費支給明細書（様式第 3 号。以下「支給明細書」という。）を作成し、署長に提出するものとする。
- 4 署長は、支給明細書の内容を確認の上、当該月分を翌月に支給するものとする。
- 5 駐在所員等の人事異動に伴い、支給対象者が月の途中で他の警察署の駐在所等に異動し、その月において 2 以上の駐在所等に居住した場合の居住日数は、通算するものとする。
- 6 人事異動に伴う駐在所家族報償費の支給手続については、支給対象者の異動前の駐在所等居住日数が 16 日以上となる場合は旧所属において、旧所属と新所属との駐在所等居住日数が通算して 16 日以上となる場合は新所属において支給するものとする。

（別表、別記様式略）